通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第1項及び労働関係調整法施行 令第10条の4第1項の規定に基づいて、日本航空株式会社 から、以下のとおりロックアウト(作業所閉鎖)を行う旨 の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づい てお知らせします。

1 期間

令和7年11月17日以降

2 場所

日本航空ユニオンの組合員が従事する日本航空株式 会社の全職場 (別記の都道府県)

3 目的

日本航空ユニオンが年末一時金等の要求に関して行 うストライキ等の争議行為に対抗するため

令和7年11月13日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別	記							
北	海	道	青	森	県	岩	手	県
宮	城	県	秋	田	県	千	葉	県
東	京	都	新	潟	県	愛	知	県
大	阪	府	和	歌山	県	島	根	県
岡	Щ	県	香	Ш	県	愛	媛	県
高	知	県	福	畄	県	長	崎	県

 熊
 本
 県

 京
 崎
 県

 沖
 縄

 県